

# 沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置

対象税目：固定資産税（地方税）

① 措置を講じる背景・課題（政策目的）  
 ○沖縄は、電力需要が小さいことや地理的・地形的制約から火力発電に依存せざるを得ないこと、供給コストの高い離島を多く抱えていること等の電力供給面における構造的不利性を抱えていることから、当該措置により、電気料金を低廉化し、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保を図り、沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現を図る。

当該措置の政策体系における位置づけ  
 ○政策：10. 沖縄政策  
 ○施策：10. 沖縄振興に関する施策の推進

根拠条文：地方税法附則第15条第4項、地方税法施行令附則第11条第6項  
 創設年度：昭和57年度  
 適用期限：令和9年3月31日  
 事前事後の計画認定・報告の有無：【事前：無】【事後：無】

② 現行制度の概要  
 ○特例措置の対象  
 沖縄電力株式会社が行う電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準  
 ○特例措置の内容  
 昭和57年度から令和8年度までの各事業年度分の固定資産税に限り、当該償却資産（事務所及び宿舍の用に供するものを除く。）に係る固定資産税の課税標準を2/3とする措置

減収額	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	金額（億円）	11	11	11	11	11	11

（出所）沖縄電力(株)による実績報告

③ アクティビティ  
 ○沖縄は、地理的・地形的・需要規模の制約等から電力供給面における構造的不利性を有していることから、本土と比べて電気料金が割高となっており、当該措置により、沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税を軽減する。  
 当該措置による軽減分は、事業者による電気料金の認可申請において電気料金原価から直接控除しており、沖縄における電気料金の低減に資する。  
 なお、電気料金低減に直接寄与する国庫補助事業として、資源エネルギー庁による電気・ガス料金負担軽減支援事業があるが、当該補助事業は物価高対策で全国を対象にした時限的な措置であり、当該措置とは主旨が異なるものである。

④ アウトプット	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	件数	1	1	1	1	1	1
	適用額（億円）	11	11	11	11	11	11

（出所）沖縄電力(株)による実績報告

# ○アウトカムに対する効果分析

アウトプットから短期アウトカムへの効果発現経路	○当該措置により、その軽減分は電気料金原価から直接控除されており、電気料金の低減を通じて電気料金の適正な水準の確保に資しているため、国内他地域との電気料金格差を短期アウトカムとして設定する。
⑤ 短期アウトカム	指標：他地域（9社平均）との電気料金の格差 目標値：【9社平均】18.10円/kWh 対象期間：令和2年度（1年間）
短期アウトカムから中期アウトカムへの効果発現経路	○当該措置により、その軽減分は電気料金原価から直接控除されており、電気料金の低減を通じて電気料金の適正な水準の確保に資しているため、国内他地域との電気料金格差を中期アウトカムとして設定する。
⑥ 中期アウトカム	指標：他地域（9社平均）との電気料金の格差 目標値：【9社平均】19.31円/kWh 対象期間：令和2～4年度（3年間）
中期アウトカムから長期アウトカムへの効果発現経路	○当該措置により、その軽減分は電気料金原価から直接控除されており、電気料金の低減を通じて電気料金の適正な水準の確保に資しているため、国内他地域との電気料金格差を長期アウトカムとして設定する。 ○また、電気料金の低減により、企業所得及び雇用者報酬が向上し、一人当たり県民所得が増加する。
⑦ 長期アウトカム	指標：他地域（9社平均）との電気料金の格差、 一人当たり県民所得 目標値：（電気料金の格差）【9社平均】20.37円/kWh （一人当たり県民所得）244万円（令和6年度） ※新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（令和4年5月。沖縄県作成）における令和13年度の一人当たり県民所得の展望値（291万円）を基に、一定の条件の下試算したもの 対象期間：令和2～6年度（5年間）

分析に利用するデータ	選定理由（政府統計等でない場合、回収率・対象件数等）
当該措置による電気料金の影響額	当該措置による沖縄の電気料金低減効果を確認するため
他地域との電気料金との単価比較	沖縄における電気事業の構造的不利性を踏まえた措置であり、他地域の電気料金と比較するため
一人当たり県民所得	電気料金の低減による効果は県民や事業者の負担軽減に繋がり、県民所得の向上に寄与するため

●分析手法：当該措置による電気料金低減効果の確認と、他地域との料金単価比較を行う。また、一人当たり県民所得の向上にどの程度寄与しているかを確認する。

選定理由：電気事業における沖縄地域の不利性を踏まえ、他地域との電気料金比較を行い、当該措置が負担軽減に繋がっているかを確認するため。また、電気料金の低減による県民や事業者の負担軽減により、一人当たり県民所得向上への寄与を確認するため。

《電気料金に与える影響》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	短期 (令和2年度)	中期 (令和2～4年度平均)	長期 (令和2～6年度平均)
適用額(百万円)	1,112	1,111	1,146	1,136	1,154	1,112	1,123	1,132
影響単価(円/kWh)	0.15	0.15	0.15	0.16	0.15	0.15	0.15	0.15

《電気料金の単価推移》

(単位:円/kWh)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	短期 (令和2年度)	中期 (令和2～4年度平均)	長期 (令和2～6年度平均)
沖縄電力㈱	21.62	20.87	24.24	24.38	25.38	21.62	22.24	23.30
9社平均	18.10	16.68	23.16	21.88	22.03	18.10	19.31	20.37
単価差	3.52	4.19	1.08	2.50	3.35	3.52	2.93	2.93

(参考:当該措置がない場合)

(単位:円/kWh)

沖縄電力㈱	21.77	21.02	24.39	24.54	25.53	21.77	22.39	23.45
単価差	3.67	4.34	1.23	2.66	3.50	3.67	3.08	3.08

単価差影響	△ 4.02%	△ 3.39%	△ 12.27%	△ 6.02%	△ 4.29%	△ 4.02%	△ 6.56%	△ 6.00%
-------	---------	---------	----------	---------	---------	---------	---------	---------

(注)端数処理により、合計等が一致しない場合がある。

【出所】各社有価証券報告書より算定

【長期アウトカムの一人当たり県民所得について】

令和6年度の一人当たり県民所得の目標値244万円(※)に対して、実績は未確定である。なお、当該措置により電気料金は低減していることから、一人当たり県民所得の向上に一定程度寄与していると考えられる。

(※) 令和3年度の一人当たり県民所得(224万円)(実績)と、令和13年度に291万円という値を基に必要な年平均増加額(6.7万円)から推計

# ○ 評価等

	短期	中期	長期
① 各アウトカムの達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○令和2年度における電気料金単価の9社平均18.10円/kWhに対し、沖縄は21.62円/kWhとなっており、3.52円/kWh割高な状況。</li> <li>○当該措置による軽減分については電気料金原価に反映されていることから、電気料金の低減を通じて県民や事業者の負担の軽減に繋がっているが、未だ他地域と比較して1割以上も電気料金が割高となっており、本土並みの電気料金とはなっていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○令和2～4年度における電気料金単価の9社平均19.31円/kWhに対し、沖縄は22.24円/kWhとなっており、2.93円/kWh割高な状況。</li> <li>○当該措置による軽減分については電気料金原価に反映されていることから、電気料金の低減を通じて県民や事業者の負担の軽減に繋がっているが、未だ他地域と比較して1割以上も電気料金が割高となっており、本土並みの電気料金とはなっていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(電気料金の格差)</li> <li>○令和2～6年度における電気料金単価の9社平均20.37円/kWhに対し、沖縄は23.30円/kWhとなっており、2.93円/kWh割高な状況。</li> <li>○当該措置による軽減分については電気料金原価に反映されていることから、電気料金の低減を通じて県民や事業者の負担の軽減に繋がっているが、未だ他地域と比較して1割以上も電気料金が割高となっており、本土並みの電気料金とはなっていない。(一人当たり県民所得)</li> <li>○目標である令和6年度の一人当たり県民所得の実績値は未確定である。</li> </ul>
② 達成できていない場合の要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>○沖縄地域の電気事業における構造的不利性については、抜本的な技術革新等がなければその解消は難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○沖縄地域の電気事業における構造的不利性については、抜本的な技術革新等がなければその解消は難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○沖縄地域の電気事業における構造的不利性については、抜本的な技術革新等がなければその解消は難しい。</li> <li>○一人当たり県民所得の最新値データが令和5年度までであるため、現時点では実績値での検証はできない。</li> </ul>
③ 政策効果等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現時点においては未だ割高な電気料金とはなっているものの、当該措置による軽減分については電気料金原価に反映されており、電気料金の低減を通じて県民や事業者の負担の軽減に繋がっており、沖縄における電気の低廉で安定的かつ適正な供給の確保が図られ、沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与している。</li> </ul>		
④ 租税特別措置等以外の手段と比較した場合の相当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当該措置により、その軽減分は電気料金原価から直接控除されており、また、電気料金は法令に基づく認可制となっていることから、その透明性も担保されている。</li> <li>○電気料金原価に含まれる固定資産税が軽減されることで直接的に電気料金原価の低減に繋がっていることから、当該措置は相当な措置である。</li> </ul>		
⑤ 見直しの方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○沖縄においては、電力供給面における構造的不利性を有していることから電気料金が他地域と比較して割高となっている。当該措置により、その軽減分が適切に電気料金の低減に繋がっており、県民や事業者の負担を軽減することにより、一人当たり県民所得の向上が図られているとの点検結果を踏まえ、引き続き、当該措置を継続することは妥当であるとする。</li> </ul>		

主担当部局 : 内閣府政策統括官 (沖縄政策担当) 付産業振興担当参事官室  
 共管担当部局 : 経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 政策課 電力産業・市場室